

江田島市教育委員会会議録

平成 28 年 12 月 26 日（月）平成 28 年第 14 回教育委員会会議定例会を大柿公民館大会議室において開催しました。

1 開会及び閉会に関する事項

開会	午後	3 時 27 分
閉会	午後	4 時 14 分

2 出席委員（4 名）

委員 長	三 島 雅 司
委員長職務代理者	樋 上 美由紀
委 員	今 井 絵里子
教 育 長	塚 田 秀 也

3 出席説明員

教 育 次 長	小 栗 賢
学校教育課長	畠 藤 邦 子
生涯学習課長	仁 井 雄 一
西能美学校給食共同調理場総括場長	森 脇 正 明
江田島図書館長兼能美図書館長	木 場 久仁子

4 事務局

学校教育課	
課長補佐	中本 陽子

5 傍 聴 人

な し

6 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 承認第 24 号 江田島市立学校職員のストレスチェック制度実施に関する規程の制定
について
- (4) 承認第 25 号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免につ
いて
- (5) その他

7 議事の概要

○ 三島委員長

ただいまから、第14回江田島市教育委員会会議、定例会を開会します。

なお、柳川委員から、欠席の報告を受けておりますことを、お知らせします。

ただ今の出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○ 三島委員長

審議に入る前に、15ページの承認第25号については、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

お諮りいたします。

承認第25号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

○ 三島委員長

挙手全員と認めます。

従いまして、承認第25号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 三島委員長

日程第1、「教育長報告」を行います。

○ 三島委員長

塚田教育長から報告事項がありますので、報告をしていただきます。

○ 塚田教育長

「教育長報告」

(省 略)

○ 三島委員長

以上で、教育長報告を終わります。

○ 三島委員長

日程第2,「会議録署名委員の指名」は,会議規則第17条第2項の規定により,あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので,今回は,今井委員にお願いいたします。

(全員異議なし)

○ 三島委員長

日程第3,承認第24号「江田島市立学校職員のストレスチェック制度実施に関する規程の制定について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○ 塚田教育長

ただ今上程されました承認第24号「江田島市立学校職員のストレスチェック制度実施に関する規程の制定について」でございます。

議案書,3ページをお開きください。

労働安全衛生法の一部改正により,現行制度実施に関する規程の制定を臨時に代理しましたので,江田島市教育長に対する事務委任規則第5条第2項の規定により,委員会へ報告し,承認を求めるものでございます。

内容につきましては,教育次長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○ 教育次長

ただ今上程されました承認第24号「江田島市立学校職員のストレスチェック制度実施に関する規程の制定について」説明致します。

提案理由につきましては,先ほど教育長が説明いたしましたとおりでございます。

ストレスチェック制度とは,労働者のメンタルヘルス不調の未然防止,労働者自身のストレスへの気付きを促す,ストレスの原因となる職場環境の改善につなげる,ということを目的にした制度でございます。

今回,法の一部改正により,ストレスチェック制度の実施が,50人以上の事業所では義務付けられ,江田島市役所においても実施することになりました。

50人以下の事業所は,当分の間,努力義務と言うことで,江田島市内の学校は該当しません。

しかし,法の趣旨を鑑み,江田島市役所と歩調を合わせ,各学校等でも実施することとし,今回報告するものでございます。

4ページをお開きください。

第1条が趣旨,第2条で対象者として,市内の小中学校と給食調理場の職員,そして,臨時職員として一週間の勤務時間が4分の3以上の者を規定しています。

第3条以降は,制度の実施方法等を記載しております。

13ページをお開きください。

附則として、この訓令は、平成 28 年 11 月 21 日から施行する、としております。
なお、14 ページには、ストレスチェックシートの写しを添付しておりますので、ご覧ください。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 三島委員長
説明が終わりました。ご質疑ございませんか。

- 三島委員長
第 24 条で、結果の記録の保存担当者は、共同実施者が指定する者とありますが、どのような者を想定されていますか。共同実施者とは医師会とかですか。

- 教育次長
業者と共同で実施しますので、共同実施者とは一般財団法人広島県集団検診協会となります。ここが電子データで結果を持っているということです。

- 三島委員長
一般財団法人広島県集団検診協会の所長が管理するということですね。

- 教育次長
はい。そうです。

- 三島委員長
この結果の報告はどうなりますか。この結果は、どのように活用されますか。

- 教育次長
このチェックシートを全員に配布し、記入してもらいます。記入したシートは、直接、健診協会に送られます。
返ってくる結果は、個人にしか返ってきません。団体でもらえるのは、学校ごとの全体の記録だけです。
個人に返ってきた内容に、高ストレスで医師の診断が必要等の指示がされていた場合は、本人から申し出ていただくようになります。本人が黙っていたらわかりません。
まずは、本人に気づいてもらい、本人から申し出てもらうようになります。
学校には、高ストレス者がいたという全体の結果が報告され、医師の診断が必要などと指示されます。それが誰であったかという結果はわかりませんので、「この結果により、医師の診断が必要と指示された方は、教頭まで申し出てください」と、公募しなければいけません。

あくまでも本人に気づいてもらおうという趣旨です。

また、業者は情報を開示など、行いません。情報が、盗まれたりすることがないように、業者のサーバーでしっかり管理していただくというものです。

○ 三島委員長

わかりました。ほかにございませんか

○ 樋上委員

このストレスチェック制度は、とても大切なことだと思います。

初任者のストレスや負担は、現在どのような状況ですか、江田島市の若い先生たちを含めての状況はどうですか。

○ 学校教育課長

普段は、入校退校記録を活用しております。各学校が、全教職員に対して入校退校の記録をパソコンで記入させ、毎月教育委員会へも記録を提出しております。それぞれ個人の仕事ぶりがどのようなものであるか管理主事が確認を行っております。その記録により、個人に課題がある場合には、管理主事の方から校長に指導します。初任者から4年目までの教員が、時間をかけながら仕事をしている状況が見られますので、ここは学校の中で軽減するような取組を行うよう指導しております。ストレスが多くて辞めたくなるとか、実際に病気休暇を取得するというような教員は、現在いません。以上です。

○ 樋上委員

初任者や若い先生方をカバーしたりバックアップして、元気で、長く勤められるよう指導してあげてください。

○ 学校教育課長

各学校には衛生推進者がおり、教頭がその役割を担っております。教員がストレスを抱えていないかとか、病気が続いているかなど、教職員の健康管理に気を配っております。

○ 三島委員長

ほかにご質問はございませんか。

(質疑なし)

○ 三島委員長

それでは、本件の審議を終わります。

採決に移ります。承認第24号「江田島市立学校職員のストレスチェック制度実施に

関する規程の制定については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
(全員異議なし)

○ 三島委員長

全員異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

○ 三島委員長

日程第4、承認第25号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。

(非公開)

○ 三島委員長

以上で、本日の会議に付された審議事項は、終了しました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 市長所信表明について
- (2) 今後の公民館のあり方について
- (3) 図書館スタンプラリーの結果について
- (4) 土砂災害に係る避難場所について
- (5) 学力向上に係る先進校視察報告書について
- (6) 生徒指導上の諸問題等集計について(11月分)
- (7) 学校給食異物混入について
- (8) 12月16日の臨時広島県市町教育長会議での配布資料について

次の教育委員会会議は1月16日(月)午前9時30分から大柿公民館大会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育委員長

署 名 委 員